

厚木市みはる野自治会内規

第1条（目的）

この内規は、自治会運営のため規約にない事柄を定める。

第2条（専門部）

自治会の事業を行うため、次の専門部を設け、専門部の部長をその他の役員とする。

1. 会計部
2. 総務部
3. 広報部
4. 防犯防災・交通部
5. 体育部
6. 文化厚生部
7. 環境美化部
8. 子ども部一丁目
9. 子ども部二丁目

第3条（専門部の部長、班長、アドバイザーの役割）

1. 専門部長は、各担当部の事業・予算を掌る。
2. 班長は、班員の総意をもって班を代表し、班内の連絡調整にあたる。
また、広報の配布・会費の集金を行う。
3. アドバイザーは、自治会活動全般に関して助言を行い、これを補佐する。

第4条（専門部長・班長・アドバイザーの選出）。

1. 専門部長は、各専門部員の中から互選により定める。
2. 班長の選出は、第5条で定める。
3. アドバイザーは、会長が指名し役員会の了承を得るものとする。

第5条（班長）

1. 会員への連絡事項を速やかに伝達するため、班長を置く。
2. 班長は、輪番制とする。ただし会長・副会長を務めた者は輪番の対象から除く、当該者が就任を承諾した場合はこの限りではない。
3. 班長は、第2条に定めるいずれかの専門部に所属する。
4. 世帯の増減に伴う班の分割・合併は適宜行うことができる。
5. 班区分の全体的な見直しは、必要に応じ班長会において行うことができる。

第6条（任期）

3. 班長の任期は1年とする。
4. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条（役員の活動費）

本会の役員その職務を遂行するための活動費を支給する。

第8条（会議）

本会の会議は、総会・役員会・班長会とする。

第9条（班長会）

会長が必要とみとめたとき、又は役員の過半数の要求があったときは随時開催する。

第10条（表彰）

本会は、会員の模範となる善行を行った者を会員の推薦をもって、役員会の決定で表彰することができる。

第24条（定めのない事項）

内規に定めのない事項は細則にさだめる。

第24条（規約の改正）

この内規の改正は、総会の議決による。

付則

1.（施行日）

この内規は、2019年4月21日から施行する。

2. この内規は、2021年4月1日から施行する。